

ケアハウスかんべ村運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人フェニックスが開設するケアハウスかんべ村（以下「事業所」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）は居室において要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護従業者は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が当施設でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス、協力医療機関等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称 ケアハウスかんべ村
 - (2) 所在地 広島市安佐北区可部七丁目 13 番 15-1-7 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 生活相談員 1名（計画作成担当者と兼務）
生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活など必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。
 - (3) 計画作成担当者 1名（生活相談員と兼務）
計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。
 - (4) 看護職員 2名（機能訓練指導員と兼務）
看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。
 - (5) 介護職員 15名（常勤 11名、非常勤 4名）
介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる。
 - (6) 機能訓練指導員 2名（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

- (7) 事務職員 1名（常勤、他事業所と兼務）
必要な事務を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 事業所の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入所定員 30人
(2) 居室数 30室

(指定特定施設入所者生活介護の内容)

第6条 指定特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康チェック
(2) 食事サービス
(3) 入浴サービス
(4) 排泄サービス
(5) 日常動作訓練
(6) 生活相談

(利用料金)

第7条 指定特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

<利用料月額料金> ※1ヶ月を30日で計算

対象収入による階層区分	生活費	管理費	事務費	合計
1,500,000円以下	46,431円	19,220円	10,000円	75,310円
1,500,001円～1,600,000円	46,431円	19,220円	13,000円	78,310円
1,600,001円～1,700,000円	46,431円	19,220円	16,000円	81,310円
1,700,001円～1,800,000円	46,431円	19,220円	19,000円	84,310円
1,800,001円～1,900,000円	46,431円	19,220円	22,000円	87,310円
1,900,001円～2,000,000円	46,431円	19,220円	25,000円	90,310円
2,000,001円～2,100,000円	46,431円	19,220円	30,000円	95,310円
2,100,001円～2,200,000円	46,431円	19,220円	35,000円	100310円
2,200,001円～	46,431円	19,220円	36,700円	102010円

※11月～3月の間は、冬季加算として生活費に別途2,168円/月を加算。

＜介護保険費用月額自己負担＞ ※1ヶ月を30日で計算

要介護 度	自己 負担額	上乗せ 介護費用	処遇改善 加算	特別処遇 改善加算	ベースアッ プ加算
要支援 1	5,700 円	10,800 円	570 円	125 円	105 円
要支援 2	9,750 円	16,200 円	902 円	198 円	165 円
要介護 1	17,040 円	21,600 円	1,511 円	331 円	276 円
要介護 2	18,990 円	27,000 円	1,680 円	369 円	307 円
要介護 3	21,060 円	32,400 円	1,860 円	409 円	341 円
要介護 4	22,980 円	37,800 円	2,025 円	444 円	370 円
要介護 5	25,020 円	43,200 円	2,272 円	498 円	416 円

※自己負担は一割の場合

退院退所時連携加算として 31 円／日（入所から最大 30 日算定）

サービス提供体制強化加算Ⅰとして 23 円／日

夜間看護体制加算として 314 円／月

医療連携加算として 84 円／月

個別機能訓練加算Ⅰとして 13 円／日

個別機能訓練加算Ⅱとして 21 円／月

口腔衛生管理体制加算として 31 円／月

科学的介護推進体制加算として 42 円／月

看取り介護加算Ⅰ（死亡日前 31～45 日）として 75 円／日

看取り介護加算Ⅱ（死亡日前 4～30 日）として 150 円／日

看取り介護加算Ⅲ（死亡前日、前々日）として 710 円／日

看取り介護加算Ⅳ（死亡当日）として 1,338 円／日

別途、日用品代、嗜好品代、介護用品代、協力医療機関の往診費用、病院での治療費、レクリエーション・クラブ活動の材料費等は実費で徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事

前に説明し、同意を受ける。

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、施設利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者のお部屋は施設側にて決定し、状況によっては、入所後の移動もある。
- (2) 入所において、持ち物には全て記名すること。
- (3) 多額の現金所持は、原則禁止。
- (4) 服装において、日中はできる限り寝衣から日常衣に着替えること。
- (5) 履物は、スリッパの使用は転倒の危険性があるため、シューズ等への履き替えすること。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護従業者は、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情等における対応方法)

第10条 利用者からの相談又は苦情等が生じた時は、速やかに管理者に連絡する等の措置を講ずるとともに、利用者に対して迅速に回答するものとする。

窓口：広島市安佐北区可部七丁目13番15-1-7号 TEL(082)812-3588

担当：佐古田 有麿（生活相談員）

(虐待防止のための措置)

第11条 利用者に対する虐待防止のため、次の事項について取り組むものとし、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために責任者を設置する。

- (1) 組織運営の健全化
 - (2) 従業者の負担やストレスへの対応
 - (3) チームアプローチ、従業者間の連携
 - (4) 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - (5) ケアの質の向上
 - (6) 家族等介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動の実施
 - (7) 虐待が疑われる事例を発見した場合の市町村等関係機関への報告
- なお、これらの運用にあたっては、「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」(社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター)を参考にする。

虐待防止責任者：沼田 裕子（管理者）

(緊急やむを得ない理由での身体拘束)

第12条 利用者等に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束等を行う場合について、次の要件を満たすものとする。

- (1) 関係従業員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施など、身体的拘束等廃止のための体制を整える。
- (2) 身体的拘束等の必要性(切迫性、非代替性、一時性)を判断するための具体的な手順を定める。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画の作成、利用者等又はその家族への説明を行う。
- (4) 身体的拘束等の実施中の経過観察記録の作成及び経過についての利用者等又はその家族への説明を行う。
- (5) 解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を作成する。

なお、これらの運用にあたっては、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議)を参考にする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人フェニックスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程の一部を平成18年4月1日より改正する。

この規程の一部を平成19年4月1日より改正する。

この規程の一部を平成20年4月1日より改正する。

この規程の一部を平成20年10月1日より改正する。

この規程の一部を平成22年4月1日より改正する。

この規程の一部を平成23年4月1日より改正する。

この規程の一部を平成26年2月1日より改正する。

この規程の一部を平成27年4月1日より改正する。

この規程の一部を平成29年8月1日より改正する。

この規定の一部を平成30年3月1日より改正する。

この規定の一部を令和2年12月1日より改正する。

この規定の一部を令和4年10月1日より改正する。